

能登半島絶景海道の創造的復興に向けた検討会部会 規約

(名称)

第1条 本会は、「能登半島絶景海道の創造的復興に向けた検討会部会」（以下、「部会」という。）と称する。

(目的)

第2条 部会は、「能登半島絶景海道の創造的復興に向けた検討会 規約」第3条に定める検討事項の調整及び推進を図ることを目的とする。

(調整・推進事項)

第3条 部会は、次の事項について、調整及び推進を行うものとする。

- ・能登半島絶景海道の創造的復興に向けた滞在型観光の促進に関する事項
- ・「道の駅」の集客強化に関する事項
- ・サイクルツーリズム活性化に関する事項
- ・魅力ある風景街道の創出に関する事項
- ・その他必要な事項

(構成)

第4条 部会の委員は、別紙の委員で構成する。

(部会長及び副部会長)

第5条 部会には、部会長及び副部会長を置く。

2. 部会長には、国土交通省北陸地方整備局能登復興事務所計画課長の職にあるものを、副部会長には、石川県土木部道路建設課及び道路整備課の担当課長または課参事の職にあるものをもってあてる。
3. 部会長は、部会を総括し、部会を招集する。
4. 部会長は、必要に応じ、臨時の委員を選出し、部会に参加させることができる。
5. 副部会長は、部会長を補佐するとともに、部会長が職務を遂行できない場合は、その職務を代理する。

(アドバイザー)

第6条 部会にアドバイザーを置くことができる。

2. アドバイザーは、専門分野における助言等を行う。
3. アドバイザーの追加・変更は、部会長がこれを決定する。

(事務局)

第7条 部会の事務局は、石川県土木部道路建設課、石川県土木部道路整備課、国土交通省北陸地方整備局能登復興事務所及び国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所に置くものとする。

(その他)

第8条 この規約に定めるものの他、必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

(附則)

本規約は、令和8年3月10日から施行する。

(改正)

令和8年7月14日：規約の一部（第4条、委員）を改正

役職	氏名	所属
部会長	田中 義太郎	国土交通省 北陸地方整備局 能登復興事務所 計画課 課長
副部会長	福村 宗宏	石川県 土木部 道路建設課 担当課長
	石川 敏充	石川県 土木部 道路整備課 担当課長
	石山 良太	国土交通省 北陸地方整備局 金沢河川国道事務所 計画課 課長
	富田 育大	石川県 企画振興部 空港企画課 課長補佐（能登空港担当）
	橋場 真美	石川県 文化観光スポーツ部 観光戦略課 専門員
	神崎 暁史	石川県 奥能登土木総合事務所 輪島復旧復興課 担当課長
	塗師 晴司	石川県 奥能登土木総合事務所 鳳珠復旧復興課 課長
	河合 勇人	石川県 奥能登土木総合事務所 珠洲復旧復興課 担当課長
	末富 義章	石川県 中能登土木総合事務所 道路建設課 課長
	小泉 洋之	七尾市 建設部 土木課 課長補佐
	岡崎 真	七尾市 産業部 産業振興課 課長補佐
	播摩 勝巳	七尾市 産業部 交流推進課 課長補佐
	坂田 大輔	輪島市 建設部 土木課 課長補佐
	卯木 将史	輪島市 産業部 漆器商工課 課長補佐
	池腰 博之	輪島市 門前総合支所 地域振興課 参与
	橘 博章	輪島市 産業部 観光課 主幹
	川角 正幸	珠洲市 環境建設課 参事兼課長補佐
	川角 優子	珠洲市 観光交流課 参事兼課長補佐
	水上 昌子	珠洲市 産業振興課 参事兼課長補佐
	上杉 孝也	羽咋市 産業建設部 地域整備課 参事兼課長補佐
	見附 敦史	羽咋市 産業建設部 商工観光課 課長補佐
	茶畑 勝昭	志賀町 まち整備課 参事
	山添 忠司	志賀町 商工観光課 課長補佐
	濱中 誠	穴水町 地域整備課 課長補佐
	牛谷 政樹	穴水町 観光交流課 課長補佐
	大平 哲也	能登町 建設水道課 課長補佐
	山根 剛	能登町 ふるさと振興課 課長補佐
	大橋 正俊	（公社）石川県観光連盟 観光地域づくり推進室 副室長

事務局

石川県 土木部 道路建設課

石川県 土木部 道路整備課

国土交通省 北陸地方整備局 能登復興事務所

国土交通省 北陸地方整備局 金沢河川国道事務所